

第17期水俣学講義
「水俣病の社会福祉」



2018.11.8
熊本学園大学
水俣学研究センター
田尻雅美

水俣病事件から何を学ぶのか

- 水俣病が公式に確認されたのは、1956年5月1日
- 政府に公害と認められたのは、1968年9月26日
- 水俣病と認定されれば「補償協定」
- 水俣病と認めない各種救済措置
- しかし、今日でも「水俣病は終わらない」
- 水俣病と認定された患者たちは、補償を受けて救われたのか

水俣病の補償・救済

1959年12月30日	見舞金契約(チッソと水俣病患者診査協議会で認められた患者)
1973年7月	補償協定締結(チッソとの協定、認定された患者のみが対象)
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律(認定された患者のみ)
1974年12月	認定申請者治療研究事業「認定申請者医療手帳」
1996年	水俣病総合対策医療事業「医療手帳+一時金」「保健手帳」
2005年	水俣病総合対策医療事業の拡充「保健手帳」
2009年	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法「水俣病被害者手帳」

上記以外に訴訟で勝訴した患者の手帳がある。



見舞金契約		法・通知・通達 施行年月	認定申請者治療研究事業 昭和49年12月
死者	30万円	申請期限	認定申請者医療手帳 *有効期限:知事の処分があった月の末日まで
葬祭料	2万円	給付内容(金額は2015年)	
年金 成人	10万円/年	一時金	なし
年金 未成年者	3万円/年 (成人に達したら5万円/年)	年金	なし
		医療手当入院	なし
		医療手当通院	保留者には、研究治療手当(500円/療養日)
		医療費	自己負担分を国・県が負担
		介護費	なし
		葬祭料	なし
		針・灸治療費/療養費	針・灸治療費:月5回を限度(1回の限度額がある)
		温泉治療券	なし
		その他	介護費用(医療系サービスの自己負担分) ◎保留者にはマッサージ施術の医療保険定期用外、再検査手当(500円/日)、離島手当(500円/療養日)、介護手当(月10日未満5000円/月・月10日以上20未満7500円/月4月20日以上10000円/月)を支給

施行年月	公害健康被害の補償などに関する法律			
	昭和48年10月(旧法は昭和44年12月公布)			
	水俣病認定患者とチッソとの補償協定			
申請期限	なし			
給付内容(金額は2015年)	なし			
チッソが直接負担	一時金	Aランク 1800万円	Bランク 1700万円	Cランク□□□□ 1,600万円
	終身特別調整手当	177,000円/月	91,000円/月	71,000円/月
	医療手当入院	15日以上36,200円、8~14日34,200円、1~7日25,100円		
	医療手当通院	1日以上 25,100円		
	医療費	チッソが全額を負担		
	介護費	45600円		
	葬祭料	558000円		
金 患者医療生活保障基金	針・灸治療費/療養費	回数・金額に上限なし		
	温泉治療券(年間/本人家族分の総計)	65600円	65600円	49200円
その他	おむつ手当10000円、介護手当22,950円、香典100000円、マッサージ治療費1回1000円(年25回以内)、胎児性患者就業奨励費(年間)小学生50300円・中学生74100円、通院交通費10km未満270円・20km未満400円・20km以上600円・離島680円			

法・通知・通達 施行年月	総合対策医療事業 (平成8年1月12日公布)		
	医療手帳	保健手帳	(新)保健手帳
	申請期限	1992年5月~1995年3月 1996年1月22日~7月1日 5年ごとの更新が必要	2005年10月13日~ 2010年7月31日 更新不要だったが、特別措置法施行後被害者手帳への変更が
給付内容	一時金 260万円	なし	なし
	年金 なし	なし	なし
	療養手当入院 23500円	なし	なし
	療養手当通院 70歳以上 外来通院月2回以上 21200円 70歳以下 外来通院月1回以上 17200円	なし	なし
	療養費 自己負担分を国・県が負担	上限月7500円・5回	自己負担分を国・県が負担
	針・灸治療費/療養費 上限月7500円5回、1回限度額がある	月額7500円以内で国・県が負担(回数制限1回当りの上限あり) 温泉療養費が追加	月額7500円以内で国・県が負担(回数制限1回当りの上限あり)
	温泉治療券 なし	なし	なし
その他	介護費用(医療系サービスの自己負担分) 赤字:2004年水俣病関西訴訟最高裁判決で国・県の責任が明確になった後、平成17年より拡充。青字:拡充前。		

法・通知・通達	水俣病被害者特別措置法	
施行年月	(平成21年7月)	
	水俣病被害者手帳	
申請期限	2010年5月1日～3年をめどに終了 (既に認定申請中・保健手帳所持者は2011年3月31日まで)	
給付内容	救済措置対象者	療養費対象者
	(一時金+水俣病被害者手帳)	(水俣病被害者手帳)
一時金	210万円	なし
年金	なし	なし
療養手当入院	17700円	なし
療養手当通院	70歳以上15900円	なし
	70歳以下12900円	
療養費	自己負担分を国・県が負担	
針・灸治療費/療養費	月額7500円以内で国・県が負担	
温泉治療券		
その他	介護費用(医療系サービスの自己負担分 離島加算1月につき1000円)	

水俣病公式確認

1956年 4月21日	5歳4か月の女子が脳症状(歩行障害、言語障害)を主訴としてチッソ附属病院小児科を受診
4月29日	2歳11か月の妹も同様の症状でチッソ附属病院小児科を受診

5月1日 水俣保健所に「新日窒水俣工場附属病院に脳症状を主とする原因不明の患者が入院、漁村地区に原因不明の中樞性疾患が多発している」と患者4例の発生を報告

この保健所に届けられた5月1日が後に「水俣病公式確認の日」となった。

熊本日日新聞 2012年5月1日朝刊



「5-1」を考える

補償で解決…忘却される患者

「企業と行政の犯罪」と銘記を

J子さん 2018年5月現在

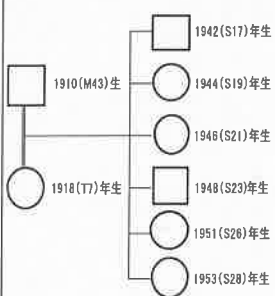
○生年月日	1953(昭和28)年5月生
○年齢	65歳 ○性別 女性
	6人兄弟姉妹の第6子(末子)
1956(昭和31)年	水俣病患者診査協議会にて決定
1970(昭和45)年1月	旧救済法による認定(Aランク)
障害者手帳1種1級	意思の疎通はできず、食事介助、排せつ介助など日常生活すべてにおいて介助が必要。
○家族内の水俣病被害状況	水俣病認定患者 父(1988年死亡) 母(1988年死亡) 第5子(S子三女、1959年死亡) 医療手帳 第2子、第3子、第4子 被害者手帳 第1子(長男)

J子さん 介護の状況

- ・両親の死後、姉夫婦が中心となって介護を行っていた。
- ・2009年姉が入院、2010年姉の夫が入院
- ・在宅生活を続けるためには補償協定だけでは、生活をする事ができない。
- ・現在は、姉夫婦とも自宅に戻っているが、姉も介護が必要な状態
- ・二人の介護は、姉の夫が中心
- ・Jさんの介護は、障害者総合支援法に基づく重度障害者等包括支援により居宅介護(食事介助、家事援助、訪問入浴、排せつ介護)と訪問看護を利用し在宅生活を続けている。

①発症当時

図5 1956年当時の田中家の同居家族の状況

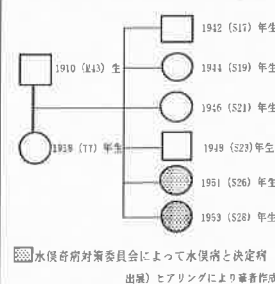


出展) ヒアリングにより筆者作成

1956(昭和31)年4月上旬にT家の5番目のS子と4月23日頃に6番目の実子が発病し、脳性小児まひか脳腫瘍ではと疑われ、水俣市中心の病院を転々と受診し、チッソ附属病院を受診、入院をした。チッソ附属病院でもなかなか診断がつかず、検査が続いた。

②見舞金契約後

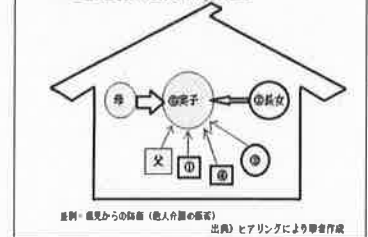
図6 1959年見舞金契約当時の田中家の同居家族の水俣病被害状況



病院では十分な介助などをしてもらえない理由で退院

その後、水俣病が公害と認められるまで、自宅で家族内での介護を受けひっそりと暮らしていた。

図7 全身介護を要する実子さんの家族介護図

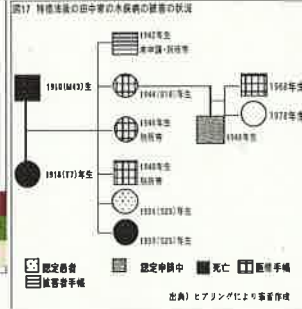
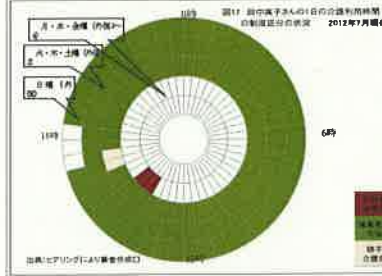
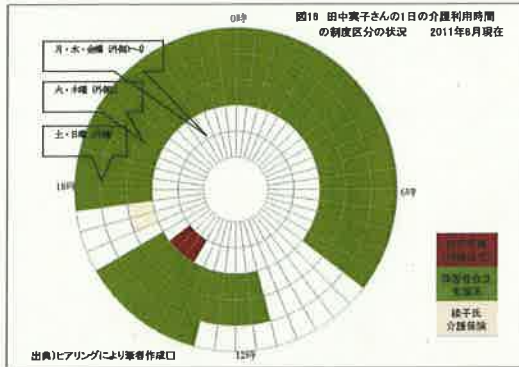


出展) ヒアリングにより筆者作成

2011年8月 自立支援法の居宅介護、一日20時間

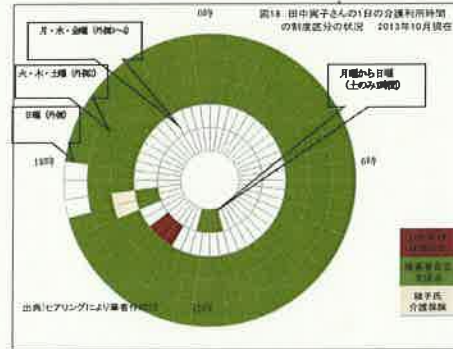
土曜と日曜の11時から13時と17時30分から18時30分は、ヘルパーを確保出来ず

支給決定量は620時間であったが、提供量は597時間であった。(図16)

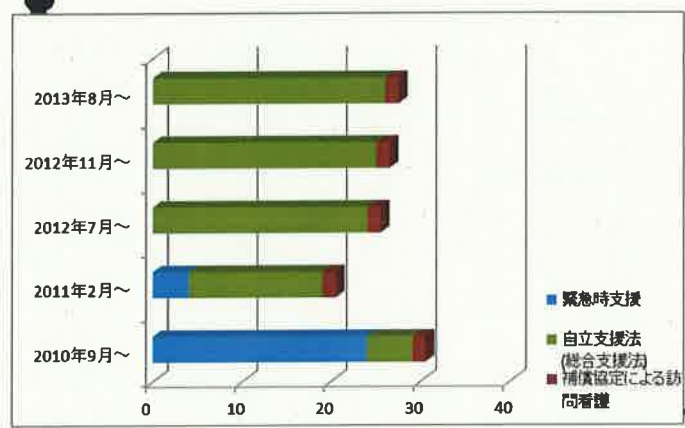


2012年7月担当者会議にて一日24時間の支給が決定
 月744時間を確保
 長姉夫婦二人での介護が出来なくなって3年経過してからのことだった(図17)

2012年11月からは、月・水・金だけであるが、11時から13時の昼食を用意する時間帯には二人体制の在宅福祉サービスが提供されるようになった。この体制は、徐々に増え2013年10月には月曜から金曜、日曜日の11時から13時と土曜日の11時30分から13時は、二人の在宅福祉サービスが提供されるようになった。また、これまで長女の介護保険の居宅サービスである月水金曜日の16時30分から17時30分にも、J子さんへの在宅福祉サービスが提供されるようになった。



1日の介護利用時間の制度区分の変化



協定書 前文

七、チツソ株式会社は、水俣病患者の治療及び訓練、社会復帰、職業あつせんその他の患者、家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意をもって早急に講ずる。

2014年最高裁判決後の行政の発言

小泉純一郎首相(当時)2004.10.16 熊日朝刊	「被害に遭った方は大変ご苦労が多かったと思う。二度とあのような悲惨な公害を繰り返してはいけない。判決は厳粛に受け止める」
細田博之官房長官 2004.10.16 熊日朝刊	「当事者をはじめ、多年にわたり苦悩を強いられた方々に誠に申し訳ない気持ちだ」と謝罪 行政の不十分な対応が被害を拡大したとの批判に対しては「行政上の反省すべき点が多い事案だ」
小池百合子環境相 2004.10.16 熊日朝刊	原告が要求する判断条件の見直しや療養費支給などについて「真摯(しんしん)に対応したい」

参考文献・引用文献・おすすめ文献

原田正純著『水俣病』岩波新書、1972年

原田正純著『水俣病は終わっていない』岩波新書、1985年2月

原田正純著『私の水俣学ノート 金と水銀』講談社2002年

原田正純著『いのちの旅—「水俣学」への軌跡』東京新聞出版局 2002年

原田正純著『水俣病に学ぶ旅』日本評論社 1985年など

花田昌宣・原田正純編著『水俣学講義 第5集』、日本評論社、2012年8月

原田正純著『水俣が映す世界』日本評論社、1989年

熊本学園大学水俣学研究センター 『ブックレットNo.1〜15』 熊本日日新聞社

砂田明編『季刊不知火-いま水俣は』季刊不知火・編集室、1975年5月〜1979年3月

③公害認定後

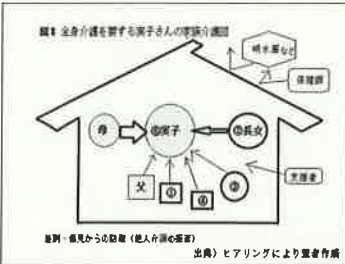
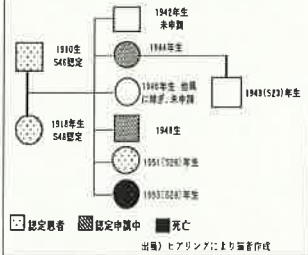


図9 公害認定後の田中家の同居家族の水俣病被害状況(1970年代)



チソンの補償をめぐりT一家は、水俣病第一次訴訟の原告団となった。

裁判を選んだのは、わずか約三分の一の患者家族29世帯112人で、1969(昭和44)年6月14日に熊本地裁にチソンの責任を追及するために提訴(水俣病第一次訴訟)した。

補償協定により、一時金を得、家建てると「水俣病御殿」などが週刊誌に掲載されるなどにより、お金を得たことの羨望が新たな差別を生みだすこととなった。

T家は、これまでの以上に世間から隠れるように家族だけでひっそりと暮らすように

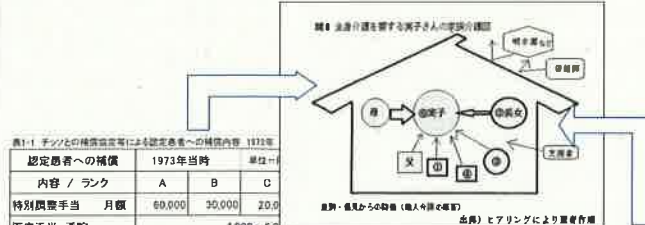


表1-1 チソンの補償金受取による認定患者への補償内容 1972年

認定患者への補償内容 / ランク	1973年当時	単位=円
特別調査手当	月額 60,000	30,000 20.0
医療手当 通院		4,000~5,000
入院		5,000~7,000
医療費	チソンが全額負担	
介護費	15,000~20,000	
葬祭料	200,000~233,000(1974年当時)	

表2-1 患者医療生活保障基金 1986年 単位=円

介護手当	10,000
おむつ手当	10,000
就学援助費	25,000~35,000
通院交通費 1日につき	120
マッサージ治療費(49年)	年20回/1回 300
音楽	100,000

利用可能な施設	熊本県事業
水俣市立病院水俣病患者専用病棟(1959~1965?)	公害保健福祉事業
水俣市立病院付属湯之尾病院(1955~2005)	①家庭療養指導事業(保健師等の訪問)
水俣市立明水園(認定患者のみの施設)(1972~)	②療養用具支給事業

④両親死亡後

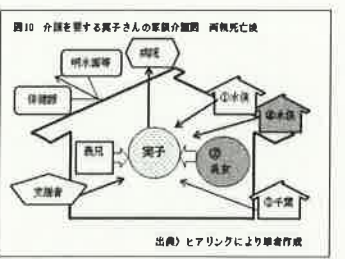
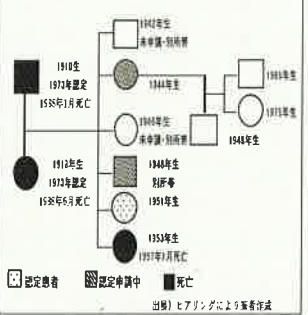
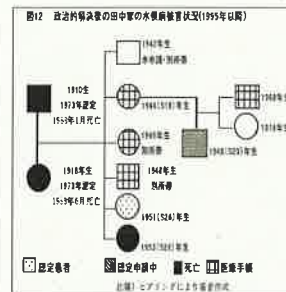
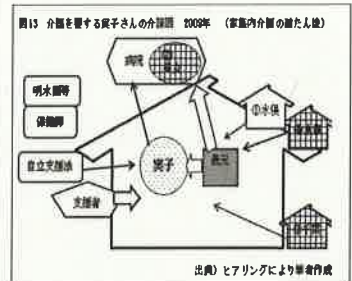


図10 介護を要する親子さんの家族介護 両親死亡後

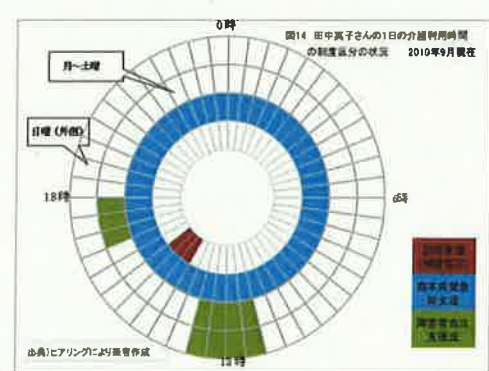


1988(昭和62)年1月に父親が、6月に母親が相次いで亡くなり
兄弟の独立などにより、長姉夫婦が介護を引き受けることに

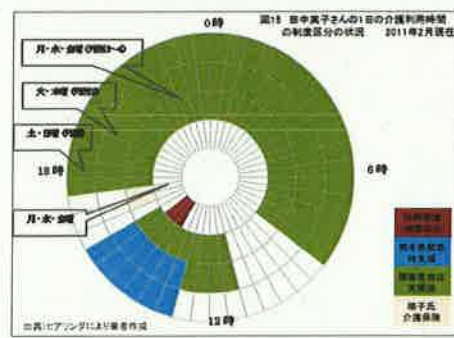
⑤家族内介護破たん後



2009(平成21)年5月に長姉が脳出血で倒れ、治療、リハビリのため、入院生活を余儀なくされることに。
そのため、義兄が長姉とJ子さんの介護を一手に引き受けること。
J子さんは、24時間目を離すことが出来ないため、義兄が長姉の病院に行く間、それまで巨んでいたヘルパーの利用を開始。



2010(平成22)年7月に義兄の腹部大動脈瘤が発覚
自立支援法によるヘルパーの利用を週12時間まで増やした
義兄は9月には腹部大動脈瘤の手術・入院生活を余儀なくされる事態となった



2011年1月義兄は退院したが、入院前と同様にJ子さんの介護ができる状況ではなかった
熊本県事業の緊急支援が中止ならないようヘルパー派遣ができない時間の利用を交渉
自立支援法による支給決定量も155時間から378時間、2011年2月には620時間
居宅介護:実質485時間利用(図15)。
自立支援法の重度障害者等包括支援の対象となり、支給決定量が増加